

栃木市バリアフリー特定事業計画

**平成26年3月
(平成31年3月変更)**

栃木市

< 目 次 >

第1章 栃木市バリアフリー特定事業計画策定にあたって

1. 特定事業計画策定の主旨と位置付け	4
2. 特定事業の概要	5
3. 施設別バリアフリー化の内容	7
4. 重点整備地区の設定	9
5. 栃木市バリアフリー特定事業計画一覧表	10

第2章 栃木市バリアフリー特定事業計画

1. 公共交通特定事業計画

① (A-1) JR 栃木駅	12
② (A-2) 東武栃木駅	14
③ (A-3) 新栃木駅	15
④ (B-1) 路線バス	16
⑤ (B-2) ふれあいバス	17
⑥ (C-1) 蔵タク	18
⑦ (C-2) 一般タクシー	19
⑧ (C-3) ユニバーサルデザインタクシー	20

2. 道路特定事業計画

【生活関連経路】

① 栃木駅南北連絡通路	22
② 新栃木駅東西自由通路	23
③ 栃木駅北口駅前広場	24
④ 栃木駅南口駅前広場	25
⑤ 新栃木駅西口駅前広場	26
⑥ 新栃木駅東口駅前広場	27
⑦ 市道1041(104)号線	28
⑧ 市道1029(103)号線	29
⑨ 市道1040(0152)号線	30
⑩ 市道1036(105)号線	31
⑪ 県道栃木停車場線	32

⑫ (主) 栃木藤岡線	3 3
⑬ (主) 栃木藤岡線	3 4
⑭ 市道 11156 (A1) 号線	3 5
⑮ 県道新栃木停車場線	3 6
⑯ (主) 栃木粕尾線	3 7
⑰ (主) 宇都宮亀和田栃木線	3 8

3. 交通安全特定事業計画

① (D-1) 生活関連経路上の信号機	4 0
② (D-2) 生活関連経路全般	4 1
③ (D-3) 各駅前広場	4 2

4. 路外駐車場特定事業計画

① (E-1) 蔵の街第1駐車場	4 4
------------------	-----

5. 都市公園特定事業計画

① (F-1) 蔵の街広場	4 6
② (F-2) 第二公園	4 7
③ (F-3) 瀬戸河原公園	4 8
④ (F-4) うずま公園	4 9
⑤ (F-5) えきまえ公園	5 0
⑥ (F-6) 栃木駅南公園	5 1

6. 建築物特定事業計画

① (G-1) 新市庁舎	5 3
② (G-2) とちぎメディカルセンターしもつが	5 4

第3章 移動円滑化のためのその他の事業

① (H-1) 案内板	5 6
② (H-2) バリアフリー マップ	5 7
③ (H-3) 心のバリアフリー啓発	5 8

第1章 栃木市バリアフリー特定事業計画 策定にあたって

第1章 栃木市バリアフリー特定事業計画策定にあたって

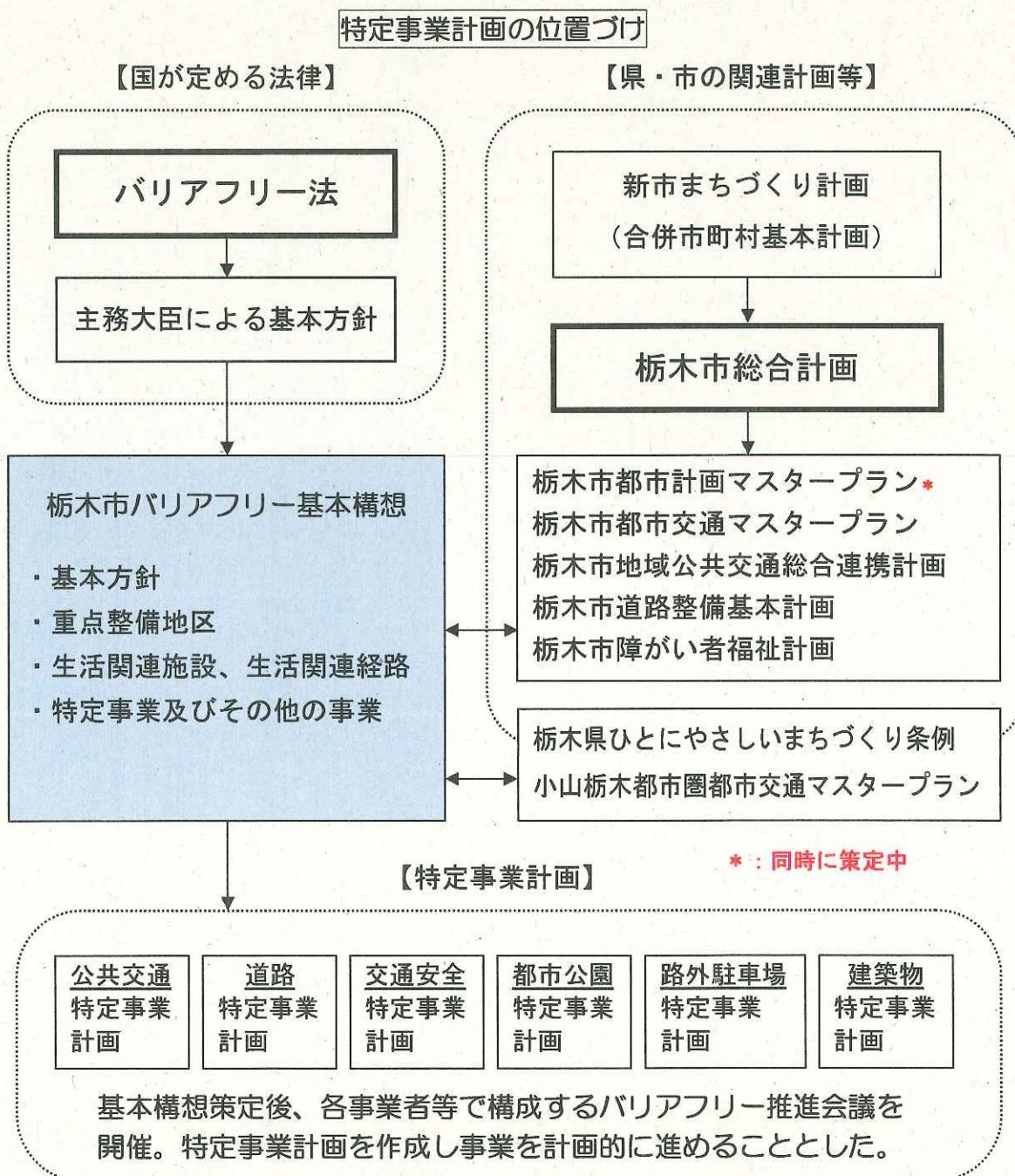
1. 特定事業計画の主旨と位置づけ

栃木市では、平成25年3月に「栃木市バリアフリー基本構想」を策定した。

この基本構想では、重点整備として設定した栃木駅と新栃木駅の区間の面的なバリアフリー化を図るため、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を対象に、移動円滑化のために実施すべき特定事業を定めている。

特定事業計画は、基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、各事業者が実施する事業の具体的な内容や予定期間等を示す具体的な計画を定めるものである。

栃木市では、各特定事業間の整合性を確保しつつ効果的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図るため、各事業者と協議・調整の上、特定事業計画を策定する。



2. 特定事業の概要

バリアフリー法においては、重点整備地区におけるバリアフリー化のための具体事業である「特定事業」として、以下の事業が位置づけられています。

また、事業ごとに整備基準（移動等円滑化基準及びガイドライン等）が定められており、実施においては当該基準に沿った整備を行うこととなります。

①公共交通特定事業

- 特定旅客施設※におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備、これに伴う構造の変更
 - 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- ※1日の乗降客数が3,000人以上の鉄道駅等

②道路特定事業

- 道路におけるバリアフリー化のための施設及び工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

③交通安全特定事業

- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

④路外駐車場特定事業

- 特定路外駐車場※におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備
- ※道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500m²以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの

⑤都市公園特定事業

- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設※の整備

※出入口、駐車場、園路、広場、屋根付広場、休憩場、野外劇場、野外音楽堂、便所、水飲場、管理事務所、掲示板、標識など

⑥建築物特定事業

- 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物※1における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

- 特別特定建築物※2におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設※3の整備（新築の場合は延床面積が2,000m²以上のものが対象）

※1：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物

※2：不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの

※3：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設

3. 施設別バリアフリー化の内容

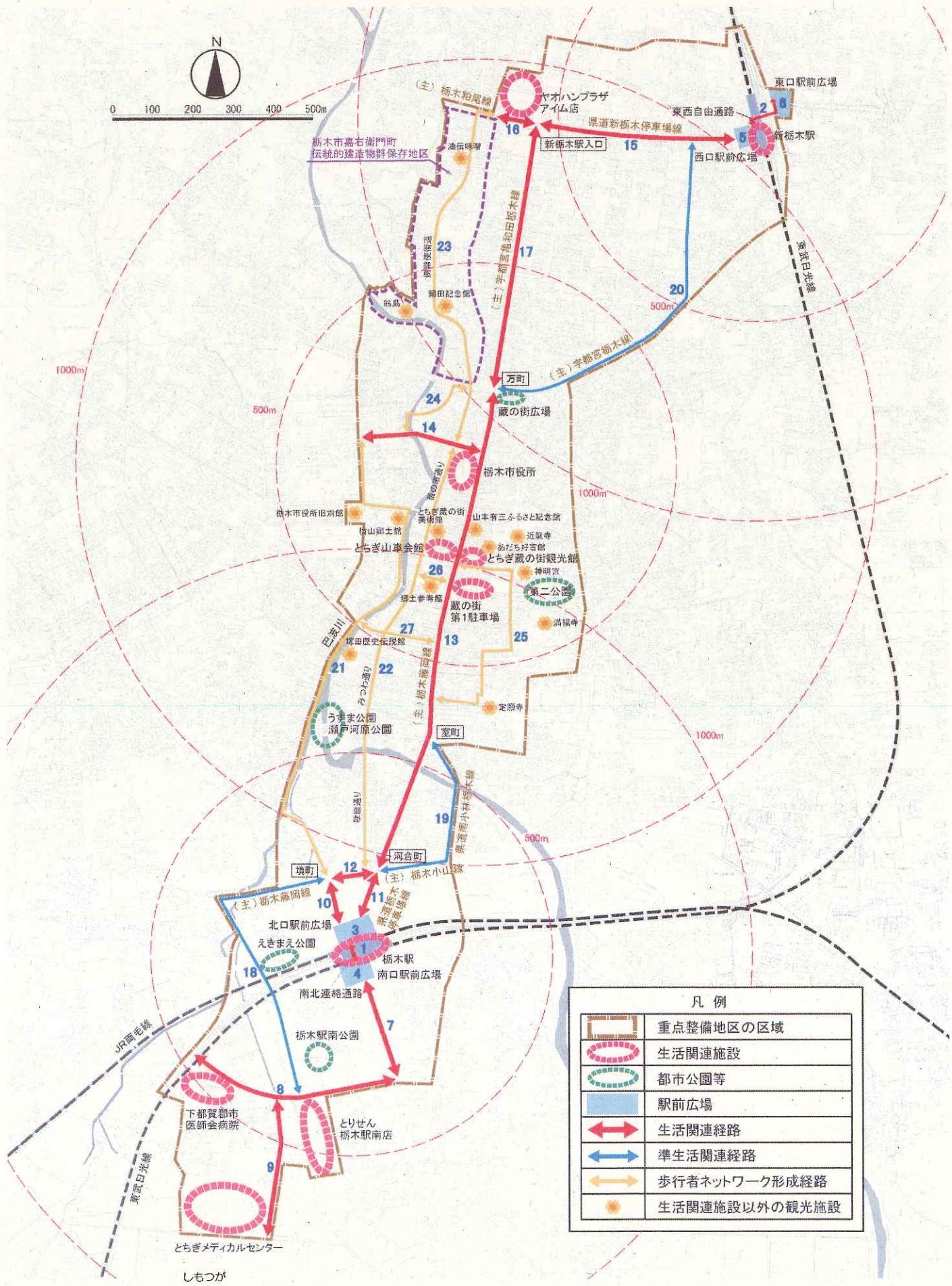
各施設におけるバリアフリー化の内容については、各施設の整備基準を踏まえ、次のとおり設定します。

施設別バリアフリー化の内容

施設	整備内容
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none">◆駅施設の利用について、わかりやすい情報提供に努める。◆昇降設備やトイレなど旅客サービス施設の利便性向上に努める。◆列車への乗降について、より一層の安全対策に努める。◆待合いのための休憩スペースの充実に努める。
道 路	<ul style="list-style-type: none">◆歩道と車道の段差や勾配をできるかぎり小さくし、車いす等が快適に通行できる構造とする。◆歩道と車道の段差を小さくしても、視覚障がい者等が歩道と車道の境界がわかるような構造とする。◆夜でも安全に移動できる明るさを確保する。◆点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は黄色を原則とし、舗装材の色とのコントラストに配慮する。◆点字ブロックは施設間の連続性（公共側（歩道など）のブロックと民間施設側のブロックがつながっていること）に配慮する。◆点字ブロックを設置する際には、設置位置や範囲について、車いす利用者と視覚障がい者双方に配慮する。◆電柱や植栽のはみ出しなどの障害物をできるかぎり無くす。◆歩行者や車いす等の安全を確保するため、整備にあたっては、自転車、歩行者の分離にできるかぎり配慮する。
信 号	<ul style="list-style-type: none">◆音響式信号機や青延長ボタンなどの設置については、地域住民の生活環境（騒音問題など）も考慮し、できるかぎり地域住民との対話等を図りながら慎重に検討する。

施設	整備内容
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共の路外駐車場には車いす用の駐車施設を設ける（県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」との連携を促進する）。 ◆場内は、平坦で滑りにくい舗装とする。 ◆来訪者がわかりやすく、利用しやすい駐車場の配置に努める。
都市公園等	<ul style="list-style-type: none"> ◆車いす利用者が園内を快適に移動、出入りできる構造とする。 ◆水飲み場等の施設は、車いす利用に対応した構造とする。 ◆トイレには手すりを設置する。
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共、民間ともに建築物のバリアフリー化を進める（県の「ひとにやさしいまちづくり条例」との連携を促進する）。 ◆トイレは洋式を原則とする。
バス	<ul style="list-style-type: none"> ◆低床バス、車いす対応車両の導入に努める。 ◆バス停の標識や時刻表について、わかりやすくなるよう改善に努める。 ◆バス停の待合スペースについて、できるかぎり改善に努める（ベンチの設置等）。
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ◆蔵タクの利便性改善や利用方法のPR促進に努める。 ◆福祉車両の充実に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光施設や休憩施設の案内の充実に努める。 ◆観光コース等における休憩施設の充実に努める。

重点整備地区の設定（区域面積約170ha）
注) 図中の番号は生活関連経路の番号を示しています。



凡 例	
	重点整備地区的区域
	生活関連施設
	都市公園等
	駅前広場
	生活関連経路
	準生活関連経路
	歩行者ネットワーク形成経路
	生活関連施設以外の観光施設

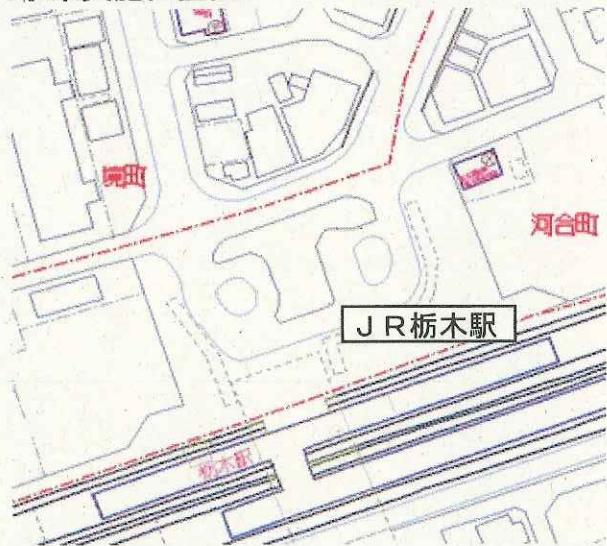
第2章 栃木市バリアフリー特定事業計画

1. 公共交通特定事業計画

1.公共交通特定事業【鉄道駅】

A-1. JR栃木駅 事業主体:JR

<事業実施位置図>



<整備方針>

- 内法線付きJIS規格点状ブロック整備については、1面2線のホームの延長約300mの既存ブロックを取り替える計画。
- 改札内（1階部分）のベンチ設置については、お客様の流動阻害にならない1カ所に設置する計画。

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
点字ブロックの改良 (内方線の設置等)	約300m	計画 実施							■				
ベンチの設置（改札内）	1カ所	計画 実施			■	■							

<平成30年度末までの実績>



栃木駅改札付近（ラチ外）に
ベンチを設置



内方線付き点状ブロックを設置〔H30年度〕



設置後〔H27年度〕

＜事業実施の際に配慮すべき事項等＞



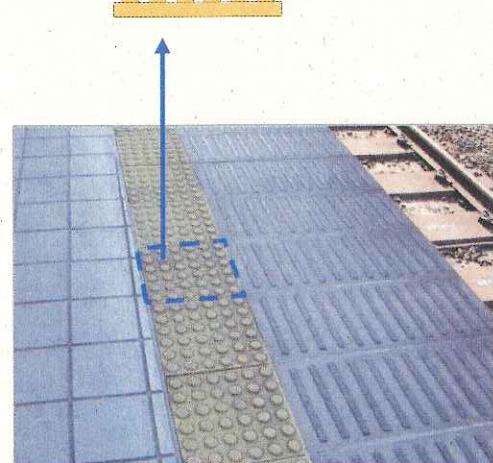
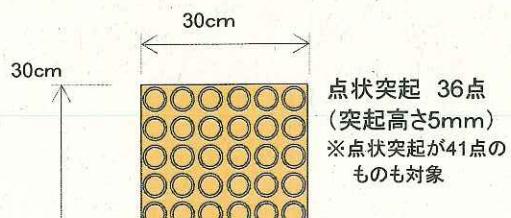
内方線付点状ブロックの改良については、別紙のとおり整備する予定



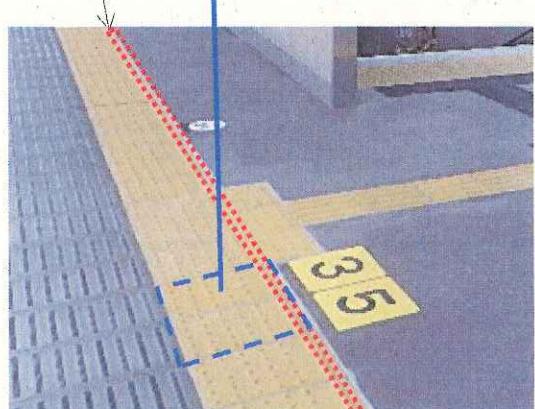
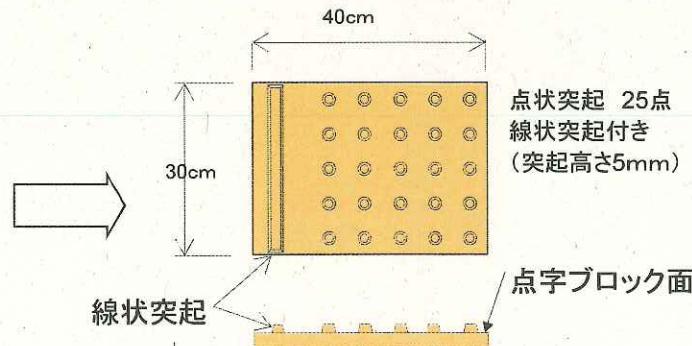
栃木駅改札内1階コンコースへのベンチ1カ所設置検討

内方線付き点状ブロックの整備のイメージ

〔現状〕



〔整備後〕



実際にホームへ設置したもの〔H30年度〕

1.公共交通特定事業【鉄道駅】

A-2. 東武栃木駅 事業主体: 東武鉄道

<事業実施位置図>



<整備方針>

- 内方線付き点状ブロックについては国土交通省の「ホームドア促進等に関する検討会」中間取りまとめ（平成23年8月）に基づき、一日1万人以上の駅について、駅利用者数、転落事故数、現在設置されている点状ブロックの劣化状況等を勘案し東武鉄道・市・県で調整を図りながら進めていく。
- 栃木駅については平成28年度に実施する
- 同時に、和式便器を洋式便器に男女1カ所づつ改修する。

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
点字ブロックの改良（内方線の設置等）	1式	計画 実施						■					
一般トイレの改良（洋式化）	1式	計画 実施					■	■					

<平成30年度末までの実績>

- 一般トイレの改良（洋式化） [H28年度]
- 点字ブロックの改良（内方線の設置等） [H29年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



内方線設置（H29）

（視覚障がい者などの転落防止策として、ホーム縁端の警告ブロックの内側に沿って一文字状の点字ブロックを設置し、ホーム内側が識別できるようにしたもの）



大便器全便房を和式トイレから

洋式トイレへ改修（H28）
男子2箇所（内1箇所は簡易多機能サイズ）
女子4箇所（内1箇所は簡易多機能サイズ）

1.公共交通特定事業【鉄道駅】

A-3. 新栃木駅 事業主体: 東武鉄道

<事業実施位置図>



<整備方針>

・段差の解消および多機能トイレの設置については、国土交通省の基本方針（平成23年3月）に基づき東武鉄道・市・県で協力し、調整を図りながら整備を進めている。

・新栃木駅のエレベーターについては平成27年度に実施を予定している。

・内方線付き点状ブロックの整備については、国土交通省の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめ（平成23年8月）に基づき、一日1万人以上の駅について、駅利用者数、転落事故数、現在設置されている点状ブロックの劣化状況等を勘案し整備を進めている。新栃木駅（一日1万人未満の駅）については、市と東武鉄道で調整のうえ整備時期等の検討を進めていく。

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
エレベーターの設置	2基	計画 実施				2基							
一般トイレの改良 (洋式化、出入口段差の解消等)	1式	計画 実施		■									
多機能トイレの設置	1式	計画 実施				■							
点字ブロックの改良 (内方線の設置等)	1式	計画 実施											■
通路の手すり、スロープ等の 改良	1式	計画 実施	■	■	■								

<平成30年度末までの実績>

- ・エレベーターの設置 [H27年度]
- ・多機能トイレの設置 [H27年度]
- ・通路の手すり、スロープ等の改良 [～H27年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

跨線橋については2段手摺設置済み（H25年度）



エレベーターの設置 (H27)



多機能トイレの設置 (H27)



スロープの設置 (H27)

1.公共交通特定事業【バス】

B-1. 路線バス 事業主体:バス事業者

<事業方針>

- ・車両代替の際、導入する車両はすべて車いす対応の低床車両とする。
- ・新たに導入する車両のうち、新車はすべて国で定める「ノンステップバス標準仕様」の規格を満たしたノンステップバスとする。中古車についても出来るだけノンステップバスを導入する。

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
車いす対応車両の導入推進	2両	計画 実施	2両										
低床かつ車いす対応車両の導入	3両	計画 実施		1両		↓	1両		1両				
				1両			1両	1両					

<平成30年度末までの実績>

- ・車いす対応車両の導入【5両】 [～H28年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・低床車両はどうしても車両の定員が少なくなるため、国学院線などの大量輸送には導入しにくい面がある。
- ・ノンステップバスは車両がかなり低くなるため、起伏が大きい道路は走行できない。
- ・ある程度の歩道幅員がないとスロープを出して車いすの乗車ができない。



最新型のノンステップ車両

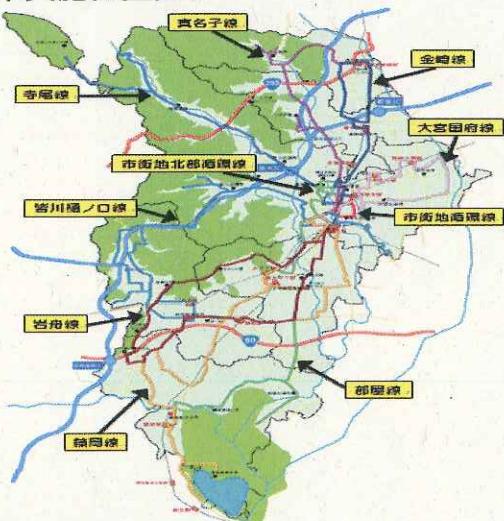


車いす対応車両の導入

1.公共交通特定事業【バス】

B-2. ふれあいバス 事業主体:市[交通防犯課]

＜事業実施位置図＞



＜事業方針＞

○地域公共交通総合連携計画に基づき、高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、ふれあいバスを運行していく。

- ・10路線

(寺尾線・市街地循環線・市街地北部循環線・皆川樋ノ口線・大宮国府線・部屋線・藤岡線・真名子線・金崎線・岩舟線)

- ・運行車両 16台（うち低床バス4台）
(うち車椅子対応7台)

＜事業内容＞

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
低床バスの導入推進	16台	計画 実施					6台	4台	4台	4台	4台		
車いす対応車両の導入推進	16台	計画 実施				10台	10台	7台	7台	7台			
バス停留所標識の改良 (文字が大きくわかりやすいもの)	748基	計画 実施											
バス停留所時刻表の改良 (文字が大きくわかりやすいもの)	748基	計画 実施											
バス停留所待合環境の改善 (ベンチの設置等)	388カ所	計画 実施											

＜平成30年度末までの実績＞

- ・低床バス4台、車いす対応車両7台の導入等(運行中の車両の総数は16台)

＜事業実施の際に配慮すべき事項等＞

- バス停留所待合環境の改善（ベンチの設置等）については、道路管理者の許可が必要となるので協議が必要。
- より効率的・効果的な運営を目指し民間バスや蔵タクとの連携・調整を図りながら進めていく。



バス停とバス時刻表

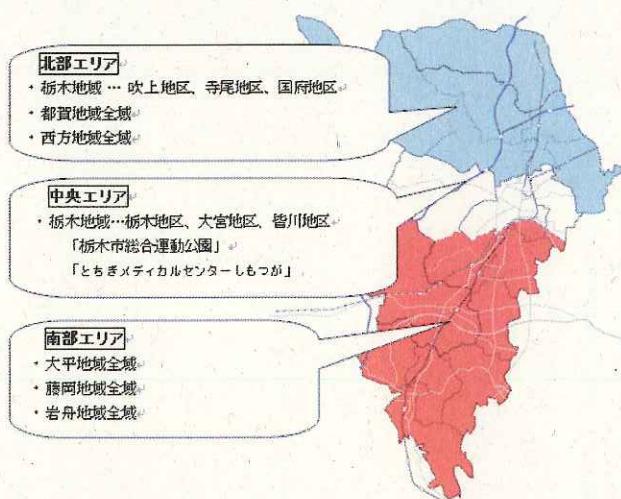


バス停へのベンチ設置例

1.公共交通特定事業【タクシー】

C-1. 蔵タク 事業主体:市[交通防犯課]

<事業実施位置図>



<事業方針>

○地域公共交通総合連携計画に基づき、高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、蔵タクを運行していく。

- ・運行エリア 栃木市全域
- ・運行車両 14台（うち車椅子対応3台）

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
利用促進に向けたPRの強化	1式	計画 実施											

<平成30年度末までの実績>

- ・利用促進に向けたPR

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

○シニアクラブや自治会等あてに出前講座の開催依頼をし、多くの市民の方に蔵タクのシステムを理解していただき利用促進を図る必要がある。

○より効率的・効果的な運営を目指し民間バスやふれあいバスとの連携・調整を図りながら進めていく。



蔵タク

1.公共交通特定事業【タクシー】

C-2. 一般タクシー 事業主体:タクシー事業者

<事業方針>

- ・福祉車両9台を導入済
(4台はデマンドタクシーで運行中)
(5台はお客様の依頼により運行中)

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
福祉車両の導入推進	9台		9台										

<平成30年度末までの実績>

- ・福祉車両9台の導入 [～H25年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



デマンドタクシー「蔵タク」



福祉車両

1.公共交通特定事業【タクシー】

C-3. ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金 事業主体:市[交通防犯課]

<事業方針>

この補助金は障がいの有無、年齢等にかかわらず、誰もが安全かつ安心して快適に利用できる公共交通環境の整備を推進することを目的として、ユニバーサルデザインタクシー※を導入する事業者に対し、その費用の一部を補助するものである。

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標と連動しており、基本方針が2020年度末までに目標達成を目指していることから、当補助金も2020年度末までの期限を設けている。

※ユニバーサルデザインタクシー 認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両

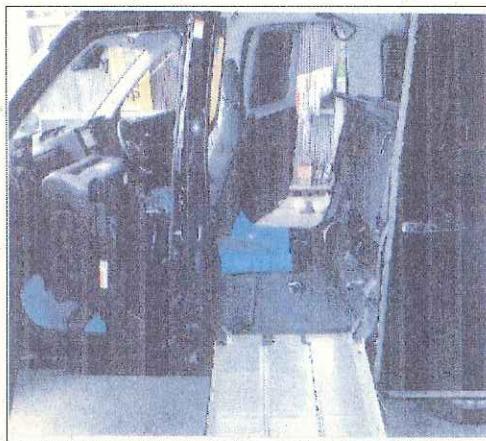
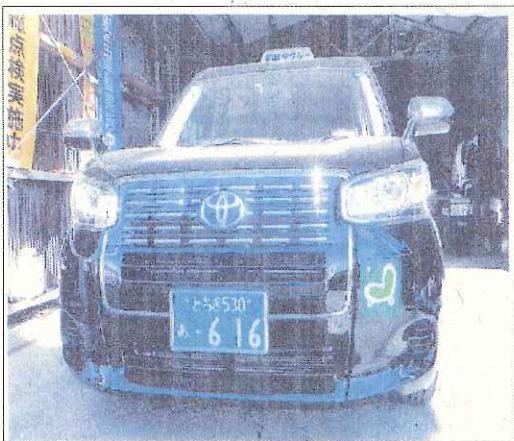
<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
補助金の交付	1台	計画											
		実施											

<平成30年度末までの実績>

・デマンドタクシーの事業者懇談会の際に情報提供した。またデマンドタクシーを運行していない事業者には、個別訪問して補助金の内容を説明した。市内全12事業者には通知済みである。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

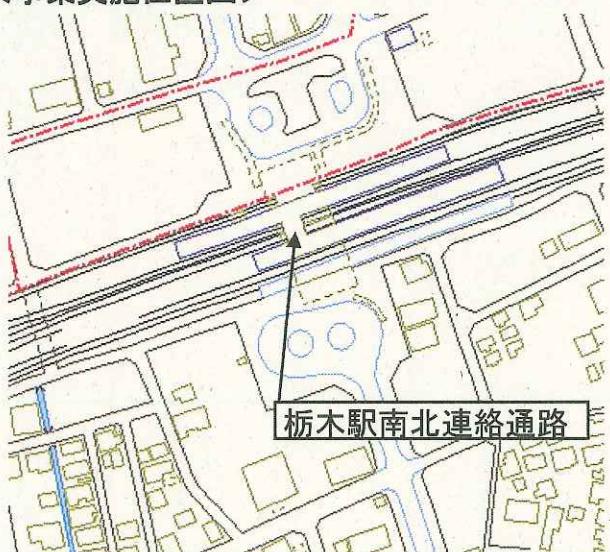


2. 道路特定事業計画

2.道路特定事業 【生活関連経路】

①栃木駅南北連絡通路【連絡通路】 事業主体:市[道路河川維持課、土木管理課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・整備済
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画										
ベンチの設置	4基	実施										
		計画										
		実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。
- ・ベンチを4基設置した。(H28年度)

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



栃木駅南北連絡通路

ベンチの設置(H28年度)

2.道路特定事業【生活関連経路】

②新栃木駅東西自由道路【自由通路】 事業主体:市[道路河川維持課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・エレベーター案内板の改良は実施済
- ・東西の階段の中央部、西側エレベーターまでの通路の手すりについては、現地を調査のうえ設置位置や高さ等を十分配慮する。

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
エレベーター案内板の改良 (大きくわかりやすいもの)	2カ所	計画 実施										
東西階段の中央部への手すり設置 ※計画変更(H30→H31)	1式	計画 実施										
西側通路(エレベーターまでの手すり設置)	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・エレベーターの案内板を大きく見やすいものにした。[H24年度]
- ・西側階段の中央部への手すりを設置した。[H26年度]
- ・西側通路エレベーターまでの手すりを設置した。[H30年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



階段(西側・H26設置)



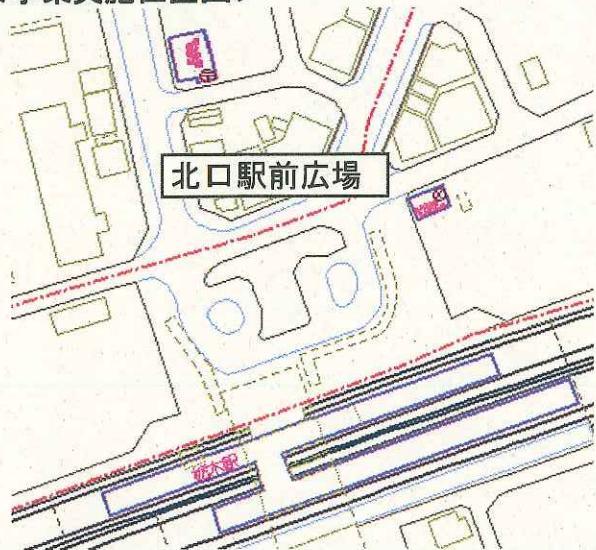
西側通路(H30設置)

新栃木駅東西自由通路

2.道路特定事業 【生活関連経路】

③栃木駅北口駅前広場【駅前広場】 事業主体:市[道路河川維持課・交通防犯課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・駅出口から北口周辺案内図(触地図)までの点字ブロックは遠回りにならないように改良する。
- ・バス乗り場の標識はわかりやすい位置に大きく見やすく掲示する。
- ・歩道灯のLED化については整備済

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
点字ブロックの改良	1式	計画 実施							■	■			
歩道灯のLED化	13基	計画 実施		■	■								
バス乗り場の標識	1カ所	計画 実施			■	■	■	■					

<平成30年度末までの実績>

- ・歩道灯のLED化(13基) [H25年度]
- ・従来より大きなバス乗り場標識の設置(1ヶ所) [H27年度]
- ・点字ブロックの改良[H30年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



歩道(H30年度)



バス停

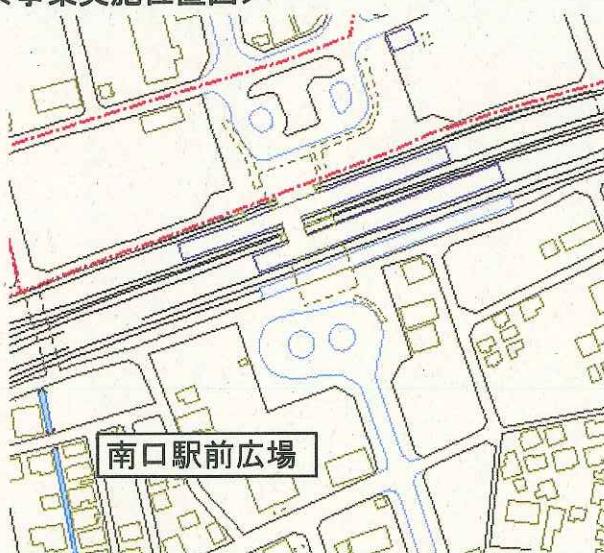


ベンチ

2.道路特定事業 【生活関連経路】

④栃木駅南口駅前広場【駅前広場】 事業主体:市[道路河川維持課・交通防犯課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・点字ブロックについてはバス乗り場まで連続するよう改良する
- ・一般車の駐停車防止対策を図るためバス停を路面表示する
- ・歩道灯のLED化については整備済

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 済 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
点字ブロックの改良	1式	計画 実施						■	■			
歩道灯のLED化	7基	計画 実施	■	■								
バス停の路面表示(一般車の駐停車防止対策)(H30→H31)	1式	計画 実施						■	■	▽		

<平成30年度末までの実績>

- ・歩道灯のLED化(7基) [H25年度]
- ・点字ブロックの改良[H30年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



栃木駅南口駅前広場

2.道路特定事業【生活関連経路】

⑤新栃木駅西口駅前広場【駅前広場】 事業主体:市[道路河川維持課・交通防犯課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- 一般車の駐停車防止対策を図るためバス停を路面表示する

- 段差のある歩道部については周囲に手すりを設置する

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施 済	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
バス停の路面表示(一般車の駐停車防 止対策)	1式	計画 実施						■				
段差のある歩道部の周囲に手すり設 置	1式	計画 実施						■	■			

<平成30年度末までの実績>

- 一般車の駐停車防止対策のため、バス停の路面標示を実施 [H30年度]
- 段差のある歩道部周囲への手すり設置[H30年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



バス停



歩道部の段差



2.道路特定事業 【生活関連経路】

⑥新栃木駅東口駅前広場【駅前広場】 事業主体:市[道路河川維持課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・車を降りてから雨に濡れないようシェルターを設置する
- ・車いすの乗り上げに支障をきたさぬよう歩道部の段差を改良する
- ・変色した点字ブロックについては、認識しやすいように改良する

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期					
			済	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
上屋(シェルター)の設置 ※計画変更(H31→H34)	1式	計画 実施								■			▽
歩道部の段差	1式	計画 実施				■	■						
点字ブロックの改良	1式	計画 実施							■				

<平成30年度末までの実績>

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



新栃木駅東口①



新栃木駅東口②



新栃木駅東口③

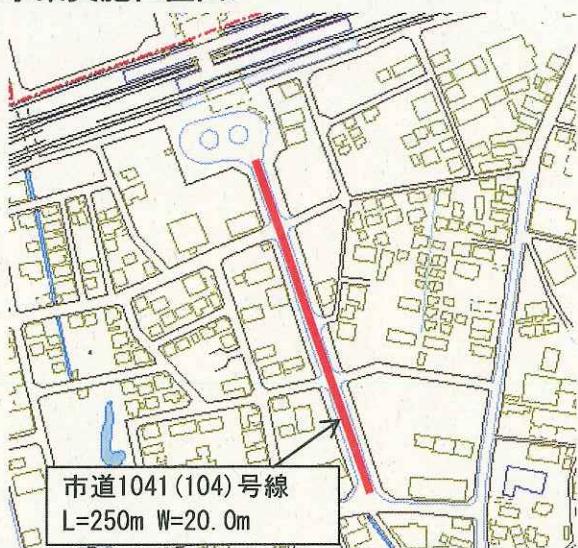


新栃木駅東口④

2.道路特定事業【生活圈連絡路】

⑦市道1041(104)号線【市道】 事業主体:市[道路河川維持課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・道路の白線が薄くなっている箇所については必要に応じて補修する
- ・歩道灯のLED化を進める
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画 実施											
歩道灯のLED化	22基	計画 実施			7基	7基	8基						
センターライン、路側線等の表示の明確化	1式	計画 実施		7基	7基	8基							

<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。
- ・歩道灯のLED化を行った。(22基) [~H28年度]
- ・センターライン、路側線の表示の明確化を行った。[H26年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



市道1041(104)号線①



センターライン・路側線表示前



センターライン・路側線表示後

市道1041(104)号線②

2.道路特定事業 【生活圈連経路】

⑫(主)栃木藤岡線【県道】 事業主体:県

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・歩道等の整備が完了している。
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画 実施										

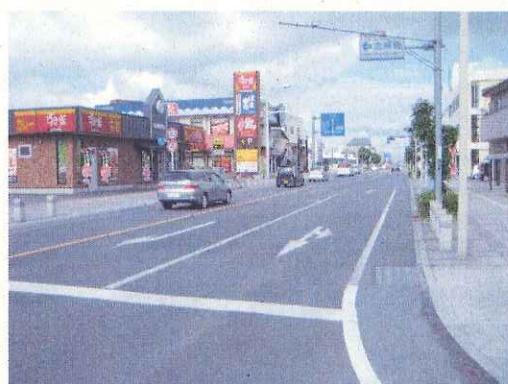
<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



(主) 栃木藤岡線①

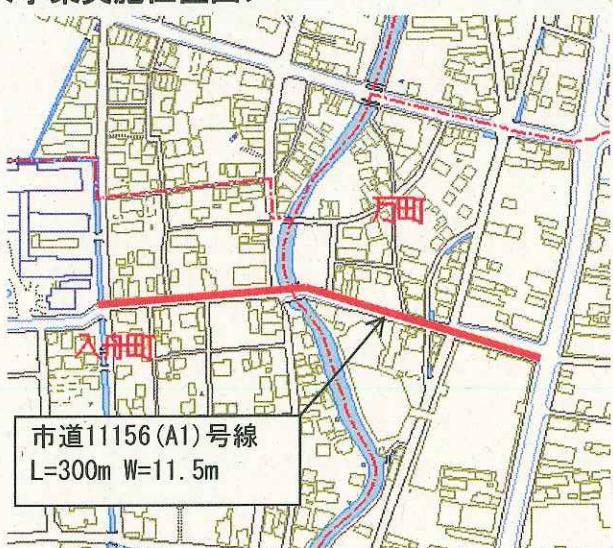


(主) 栃木藤岡線②

2.道路特定事業 【生活関連経路】

⑭市道11156(A1)号線【市道】 事業主体:市[道路河川整備課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・栃木中央小学校の通学路の歩道整備
- ・市庁舎周辺の道路の整備
- ・移動しやすさ、利用しやすさに十分配慮する
- ・全体延長 300m (内未整備区間 130m)

<事業内容>

実施年 (平成/年度)	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
道路の拡幅	300m	計画 実施											
歩道の整備 (道路両側)	600m (300m×2)	計画 実施	170m 340m										

<平成30年度末までの実績>

- ・道路の拡幅 170m (大通り～開運橋まで) [～H30年度]
- ・歩道の整備 340m (大通り～開運橋まで) [～H30年度]

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・歩道の構造については段差等に十分配慮する
- ・市庁舎と道路の接続箇所については、段差の解消や勾配の改善を図る



市道11156(A1)号線①



市道11156(A1)号線②

2.道路特定事業 【生活関連経路】

(15)県道新栃木停車場線【県道】 事業主体:県

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・歩道等の整備が完了している。
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



県道新栃木停車場線



県道新栃木停車場線②



県道新栃木停車場線

2.道路特定事業【生活関連経路】

⑯(主)栃木粕尾線【県道】 事業主体:県

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・歩道等の整備が完了している。
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



(主) 栃木粕尾線①



(主) 栃木粕尾線②

2.道路特定事業【生活関連経路】

⑪(主)宇都宮亀和田栃木線【県道】 事業主体:県

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・歩道等の整備が完了している。
- ・適切な維持管理を継続して実施していく

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施 済	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
適切な維持管理の実施	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・適切な維持管理を行った。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



(主)宇都宮亀和田栃木線①



(主)宇都宮亀和田栃木線②

3. 交通安全特定事業計画

3.交通安全特定事業

D-1. 生活関連経路上の信号機 事業主体:公安委員会

<事業実施位置図>



<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
音響装置の設置	1基	計画										
		実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・平成29年6月に周辺住民の同意を得、県警本部に設置要望をした。
- ・平成30年度内に設置完了予定。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・音響装置設置にあたっては、まず地元住民の騒音等に対する理解、同意が必要であると思われる所以、状況、趣旨等を住民に説明する機会を設け、意見を集約しながら理解を求めていく。
- ・住民の同意を得られたら、警察署に対し音響装置設置要望をしていく。



山車会館前の交差点(非音響式)



音響式信号の例



3.交通安全特定事業

D-2. 生活関連経路全般 事業主体:道路管理者

<整備方針>



<整備方針>

- 必要な箇所には新規に表示する
- 表示が薄れてきている箇所については補修を行う。

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 済 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
センターライン、路側線等の表示の明確化	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- センターラインの表示の明確化を行った。（市道1022号線）【～H28年度】
- 路側線等の表示の明確化を行った。（市道1029号線）【～H30年度】

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



(市道1029号線) [H30年度実施]

3.交通安全特定事業

D-3. 栃木駅前広場、新栃木駅前広場 事業主体:市[交通防犯課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

栃木市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則に基づき、自転車等放置禁止区域内における放置自転車については、隨時必要な措置を実施していく

- ・警告札を取り付ける
- ・一定時間経過後に警告札が付いている自転車等を移動、保管する

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
違法駐輪の取締り	1式	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・違法駐輪の取締りを隨時実施した。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・放置自転車等が、点字ブロック上に置かれていた場合等には、警告札を取り付ける際に、安全な歩行に支障がないように処理する。



栃木駅前（北口）



新栃木駅前（西口）

4. 路外駐車場特定事業計画

4. 路外駐車場特定事業

E-1. 蔵の街第1駐車場 事業主体: 市[観光振興課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- ・未整備の障がい者スペース（2台分）を確保する
- ・駐車スペースのラインを引き直す

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
障がい者専用駐車スペースの設置	2台分	計画 実施			2台分							
				2台分								

<平成30年度末までの実績>

- ・障がい者専用駐車スペースを2台分設置した。〔H26年度〕

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・当該駐車場は、景観計画の栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区内であるため、地面に彩色を施す場合は、周囲の景観に配慮した色彩とする。（弁柄色等）



蔵の街第1駐車場



障がい者用駐車スペース

5. 都市公園特定事業計画

⑤都市公園特定事業

F-1. 蔵の街広場 事業主体:市[公園緑地課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- すでに公園の整備が完了しているため、部分的な改修をしていく
- ・閉鎖していた多機能トイレを、車いす使用者等が利用できるように開放
- ・地域住民との協力により維持管理の実施

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
多機能トイレの開放	1カ所	計画 実施			■								
地域住民との協力による 適切な維持管理の実施	1カ所	計画 実施				■	■	■	■	■	■	■	

<平成30年度末までの実績>

- ・多機能トイレの開放を実施した。〔H25年度〕
- ・地域住民との協力による適切な維持管理を実施した。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



トイレ

⑤都市公園特定事業

F-2. 第二公園 事業主体: 市[公園緑地課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- すでに公園の整備が完了しているため、部分的な改修をしていく
- ・体の不自由な利用者のための、小便器の手すり設置
- ・車いす使用者の利用ができる水飲場の改良
- ・地域住民との協力により維持管理の実施

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 済 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
トイレの改良 (小便器への手すりの設置等)	1カ所	計画 実施		■								
水飲場の改良(車いす対応型へ)	1カ所	計画 実施					■	■	■	■	■	■
地域住民との協力による 適切な維持管理の実施	1カ所	計画 実施			■	■	■	■	■	■	■	■

<平成30年度末までの実績>

- ・トイレの改良(小便器への手すりの設置) 1カ所 [H26年度]
- ・地域住民との協力による適切な維持管理を実施した。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



トイレ手すり設置(H26年度)



水飲場

⑤都市公園特定事業

F-3.瀬戸河原公園 事業主体:市[公園緑地課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- すでに公園の整備が完了しているため、部分的な改修をしていく
- ・車いす使用者が走行できる、公園間の橋の勾配の改良
- ・体の不自由な利用者のため、和式トイレから洋式トイレの改修、手すり設置
- ・車いす使用者が利用できる水飲み場の改良
- ・地域住民との協力により維持管理の実施

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
公園間の橋の改良 (勾配の解消等)	2カ所	計画 実施										
トイレの改良（トイレの洋式化、手すり設置）	1カ所	計画 実施									■	
水飲み場の改良（車いす対応型へ）	1カ所	計画 実施				■		■				
地域住民との協力による 適切な維持管理の実施	1カ所	計画 実施	■	■	■	■	■	■				

<平成30年度末までの実績>

- ・地域住民との協力による適切な維持管理を実施した。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



橋の歩道



トイレ



水飲み場

⑤都市公園特定事業

F-4. うずま公園 事業主体:市[公園緑地課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- すでに公園の整備が完了しているため、部分的な改修をしていく
- ・車いす使用者が走行できる公園間の勾配の改良
- ・車いす使用者が利用できる多機能トイレ等の設置のためトイレの改良
- ・車いす使用者が利用できる水飲場の改良
- ・休養施設の劣化に伴い、ベンチ等を塗装
- ・地域住民との協力により維持管理の実施

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
公園間の橋の改良 (勾配の解消等)	2カ所	計画 実施										▲
トイレの改良 (多機能トイレの設置等)	1カ所	計画 実施						■	■			
水飲場の改良（車いす対応型へ）	1カ所	計画 実施						■	■	■	■	↑
休養施設の改良(ベンチ等の塗装)	10カ所	計画 実施			■ 5カ所 ■ 5カ所							
5カ所 5カ所												
地域住民との協力による 適切な維持管理の実施	1カ所	計画 実施										

<平成30年度末までの実績>

- ・休養施設の改良を実施した。 [H26年度] [H28年度]
- ・地域住民との協力による適切な維持管理を実施した。
- ・多目的トイレの設置工事の発注 [H30年度 繰越]

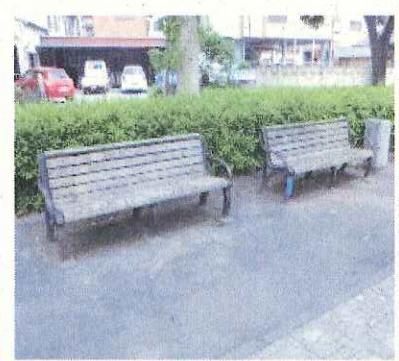
<事業実施の際に配慮すべき事項等>



トイレ



水飲場

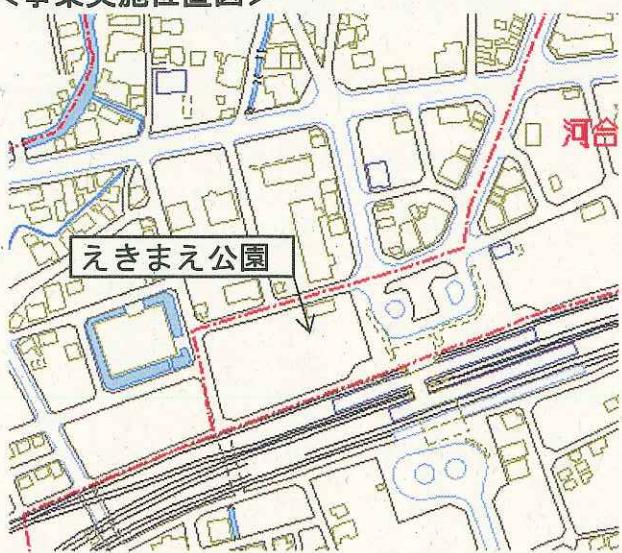


ベンチ

⑤都市公園特定事業

F-5. えきまえ公園 事業主体:市[公園緑地課]

<事業実施位置図>



<整備方針>

- すでに公園の整備が完了しているため、部分的な改修をしていく
- ・地域住民との協力により維持管理の実施

<事業内容>

実施年（平成/年度）	事業量	計画 実施 済	前期					後期			
			25	26	27	28	29	30	31	32	33
地域住民との協力による適切な維持管理の実施	1カ所	計画 実施									

<平成30年度末までの実績>

- ・地域住民との協力による適切な維持管理を実施した。

<事業実施の際に配慮すべき事項等>



出入口



水飲場



歩道とベンチ

6. 建築物特定事業計画

第3章 移動円滑化のための その他の事業

7. 移動円滑化のためのその他の事業(重点整備地区外の事業も含む)

H-1. 案内板 事業主体:市[観光振興課・都市計画課]

<事業方針>

○高齢者や障がい者、子ども、外国人など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰にでも見やすくわかりやすい統一性のあるサインとする。

○各公共サインをネットワーク化することにより、行動起点から終点まで利用者を確実に目的地へ誘導できるサイン整備を行う。

- ・公共サイン整備方針を策定し、本市の基本的な方針を示す。
- ・公共サイン整備方針に基づき、デザインや文字の改良を進める。

<事業内容>

実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	済	前期					後期				
				25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
公共サイン整備方針の策定	市全域	計画 実施											
デザイン、文字等について関係課との協議を実施	随時	計画 実施											

<平成30年度末までの実績>

- ・栃木市公共サイン整備方針(H27年3月策定)に基づき隨時指導した。
- ・公共施設等への円滑な誘導を図るため、デザイン等について新たに公共施設を設置する所管課と事前協議を実施した。(H30年(仮称)北部健康福祉センター)

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・公共サインについては、ガイドラインに沿ったデザインにする。
- ・公共サインを設置するに当たっては、デザイン等について事前協議を行う。

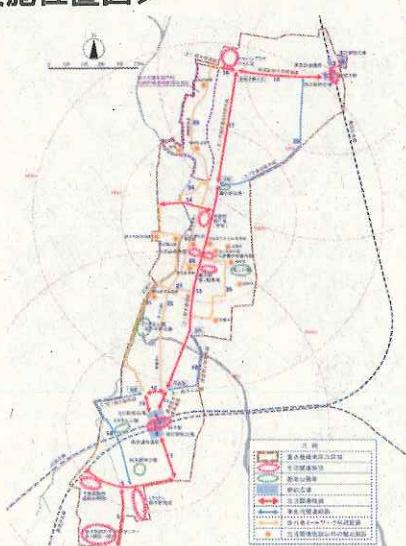


見やすく、わかりやすい案内板の一例

7. 移動円滑化のためのその他の事業(重点整備地区外の事業も含む)

H-2. バリアフリーマップ 事業主体:市[道路河川整備課]

<事業実施位置図>



<事業方針>

- ・来訪者(特に高齢者や障がい者)が、円滑に移動できるような、誰にでも分かりやすく市の魅力を伝えられるバリアフリーマップを作成する。(平成25年度作成、26年度配置済み)
- ・H28年度、とちぎメディカルセンターしもつがを含む、栃木駅南側区域を新たに加えたバリアフリーマップを作成する。

<事業内容>

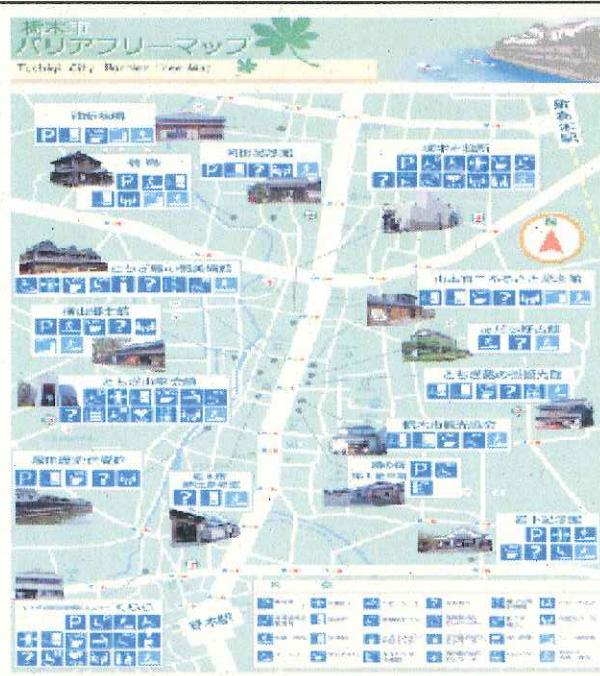
実施年(平成/年度)	事業量	計画 実施	前期					後期				
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
バリアフリーマップ	1式			■			■					

<平成30年度末までの実績>

- ・バリアフリーマップ(栃木駅から北側の区域)を作成し、市内の施設に配置した。〔～H26〕
- ・メディカルセンターしもつがを新たに加えたマップを作成した。〔H28〕
- ・バリアフリーマップを市内施設に配置した。〔H29〕

<事業実施の際に配慮すべき事項等>

- ・絵文字だけでなく文字の情報を入れ、見る人にわかりやすく作成する
- ・観光マップと併せて、見る人に必要な情報を掲載する
- ・なるべく具体的な表現を心がける



栃木市バリアフリーマップ

